

津監委発第26号
令和8年8月21日

津幡町長 吉田 克也 様

津幡町監査委員 尾山 信行
同 多賀 吉一
(公印省略)

令和7年度決算に基づく健全化判断比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率を審査したので、その結果について別添のとおり意見を提出します。

令和7年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第1 審査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は、津幡町監査基準（令和2年 監査委員告示第4号）に準拠して審査を行った。

2 審査の種類

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定による審査）

3 審査の対象

令和7年度決算に基づく実質赤字比率
令和7年度決算に基づく連結実質赤字比率
令和7年度決算に基づく実質公債費比率
令和7年度決算に基づく将来負担比率

4 審査の着眼点

審査に付された健全化判断比率が所定の算定様式に記入された数値に基づき算定されているかの確認並びに各欄に記入された額や数値の正確性の検証を主眼とした。

5 審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率の計算が正確であるか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、決算書等関係書類との照合及び関係者からの聴取などの方法により実施した。

6 審査期日

令和8年8月21日

7 審査場所

津幡町役場 4階 議会 第1委員会室

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和7年度決算に基づく比率	早期健全化基準	備考
実質赤字比率	—	13.41%	
連結実質赤字比率	—	18.41%	
実質公債費比率	7.0%	25.0%	
将来負担比率	71.1%	350.0%	

2 個別意見

(1) 実質赤字比率

令和7年度の決算においては、前年度と同様、赤字が生じておらず、実質赤字比率の該当はない。今後とも堅実な財政運営に努められたい。

(2) 連結実質赤字比率

令和7年度の連結決算においては、前年度と同様、赤字が生じておらず、連結実質赤字比率の該当はない。今後とも堅実な財政運営に努められたい。

(3) 実質公債費比率

令和7年度決算に基づく実質公債費比率は7.0%である。

前年度と比較すると0.4ポイント減少した。早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。今後とも公債費負担の適正化及び財政の健全性の確保を一層進められたい。

(4) 将来負担比率

令和7年度決算に基づく将来負担比率は71.1%である。

前年度と比較すると5.0ポイント減少した。早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っている。今後とも将来の財政負担に十分留意して、安定的な財政運営に努められたい。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。